

京都市立京都堀川音楽高等学校 消防設備点検業務委託仕様書

1 委託業務名

京都市立京都堀川音楽高等学校 消防設備点検業務委託

2 委託期間

令和8年6月15日から令和9年3月12日まで

3 点検対象施設

京都市立京都堀川音楽高等学校

4 点検対象物(詳細は別紙のとおり)

- (1) 自動火災報知設備一式
- (2) 消防設備一式
- (3) その他

本仕様書及び「別紙2 消防設備一覧表」に記載されている設備以外に消防法施行規則等の基準上、点検すべき設備がある場合には点検を実施すること。

なお、上記(3)の場合及び「別紙2 消防設備一覧表」と数量等が異なる場合は、発注者へ文書で報告すること。

5 受注者の条件

受注者は、当該消防設備の点検に必要な消防設備士又は消防設備点検資格を有する自社社員に業務を行わせること。

6 業務内容及び回数

消防法施行規則等の基準に従い、消防用設備の構造、機能等に応じた外観点検及び機能点検を行うこととし、第1回目は機器点検及び総合点検、第2回目は機器点検を実施すること。また1回目と2回目の間隔を最低4箇月程度空けること。

なお、点検後は「9 点検結果報告書の提出」に基づき報告書を提出すること。

7 点検の基準等

次の告示等をはじめとする関係規定に基づき、点検を実施すること。

- (1) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)
- (2) 消防用設備等の点検要領の全部改正について(平成14年6月11日付け消防予第172号)
- (3) 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日消防庁告示第9号)
- (4) 避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について(平成28年3月31日付け消防予第99号)

8 業務の着手

- (1) 受注者は、契約締結後ただちに発注者へ連絡し、打合せを開始すること。
- (2) 上記(1)の打合せ後、各学校等と日程調整のうえ、点検着手の1週間前までに以下の書類を教育環境整備室に提出すること。
 - ア 点検実施日程表
 - イ 点検作業人名簿
名簿には、自社社員であることを証する書類（社員証等）及び点検有資格者であることを証する書類を添付すること。

9 点検結果報告書の提出

点検結果報告書は以下のとおり提出すること。また、点検結果については、各施設管理者（管理職職員等）へ必ず申し伝え、是正に関する助言が求められた場合、適切な提案又は助言を行い要是正項目と是正を推奨する項目を分けて、修繕のための参考情報（箇所・内容・見積等）を必要に応じて書面で提出すること。

- (1) 提出期日
 - ① 第1回目 令和8年10月9日（金）
 - ② 第2回目 令和9年3月12日（金）
- (2) 提出先及び提出方法等

提出先	部数	提出方法	備考
所轄消防署	1部	持参	
	届出者（学校・幼稚園等）の記名があるもの		
点検実施施設	1部	持参又は郵送	
発注者 （教育環境整備室）	1部	持参	学校内、中央監視室への提出を可とする。
	届出者（学校）の記名があり、かつ消防署の届出印があるもの		

- (3) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表の様式について
点検結果報告書のうち、「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表」については、エクセルデータで作成すること（「10 電子データの提出」を参照）。

10 電子データの提出

電子データ（「別紙3 電子データ様式」参照）は、複数年度に渡る点検結果を集積しながら学校と教育委員会が情報共有し活用することで、消防設備等の適切な維持管理や修繕の実施に資することを目的に作成するものである。

- (1) 電子データの基本的事項
 - ア 電子データはエクセルデータで作成すること。
 - イ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表は、所管消防署、点検実施校及び発注者に成果品として提出する点検結果報告書のうちの点検結果総括表として作成すること。
 - ウ セルの結合や行の追加、削除等を行わないこと。
 - エ 第1回目の点検終了時、第2回目の点検終了時にメール等で発注者に提出すること。

11 支払い

- (1) 受注者は、業務を完了したときは、発注者の指定する場所に成果品を納入するとともに完了検査を受けること。
- (2) 受注者は、前項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとし、当該検査に不合格となったときは、速やかに当該成果品を補修又は再製し、改めて検査を受けること。
- (3) 受注者は、前項の検査に合格したときは、発注者の定める手続き及び書式に従って、速やかに契約金額の支払いを請求すること。

12 その他

- (1) 本業務は、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令等を遵守すること。
- (2) 点検作業実施に際しては、作業者の所属会社名、氏名を明らかにし、社員証、資格証等点検有資格者であることを示した上で施設管理者の許可を受けるとともに、運営に支障が生じないよう十分配慮のうえ、施設管理者の立会いのもと誠実に行うこと。
- (3) 点検実施の日程調整は、十分に協議・確認のうえ行うこと。
- (4) 建物及び付属物を滅失又は破損することのないよう、細心の注意をもって点検保守作業にあたること。万一、事故が生じた場合は受託人の責任において賠償すること。
- (5) 点検保守作業終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態を再度確認することにより、必ず元の状態に還元しておくこと。
- (6) その他詳細については、発注者の指示によること。

13 連絡先

京都市中京区油小路通御池押油小路町 238-1
京都堀川音楽高等学校内 中央監視室 中村
電話 075-213-3633
メールアドレス：zt874-nakamura@edu.city.kyoto.jp

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
京都市教育委員会教育環境整備室 菅野
電話 075-222-3796
メールアドレス：k-sugano@edu.city.kyoto.jp

【別紙2】消防設備一覧表

番号	校種	行政区	学校名	消火器	屋内 消火栓 設備	受信機	感知器				地区音響 装置	発信機	避難器具	防排煙設備			その他設備
							差動式	定温式	熱770 ^o 式	煙式				感知器	防火扉	シャッター	
	高	中京	京都堀川音楽高校	68	14	GR型	217	28	16	110	0	19	1	—	41	7	非常電源専用受電設備 自家発電設備 蓄電池設備 不活性ガス消化設備 (窒素) 非常警報(放送)設備 誘導灯(誘導標識)

記入例

消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表

(その1)

名称	京都市立〇〇学校	防火管理者	●●●●
所在地	〇〇区…通…上る…町…番	点検実施 責任者	(会社名) 株式会社□□□□ (氏名)
点検種別	機器点検 ・ <u>総合点検</u> ・(設備等設置維持計画による点検)	点検年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

設備名	点検結果			措置内容	立会者
	判定	場所	不良内容		
1 消火器具	不良	南校舎1階、北校舎1階会議室	消火器使用済み×2本		●●●●
2 屋内消火栓設備	不良	南校舎1階、2階、3階、4階	消火栓箱アクリルカバー破損×8枚		●●●●
3 屋内消火栓設備	不良	南校舎1階西、2階西、3階東、4階東	消火栓箱矢印鍵破損×4個		●●●●
4 自動火災報知設備	不良	用務員室	受信機 予備電池容量不足		●●●●
5 自動火災報知設備	不良	本館1階	発信機表示灯球なし×1個		●●●●
6 漏電火災警報器	不良	本館2階、南校舎2階東、4階西、東	発信機表示灯球切れ×4個		●●●●
7 自動火災報知設備	不良	南校舎2階東	ベル不鳴動×1個		●●●●
8 非常警報器具及び設備	良				●●●●
9 避難器具	不良	南校舎3階倉庫2	避難器具前に障害物あり		●●●●
10 誘導灯及び誘導標識	良				●●●●
11 非常電源(非常電源専用受電設備)	良				●●●●
12					
13					
14					
15					

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。